

7. 維持管理

7.1 維持管理内容と実施主体

モニタリングの結果を反映させ、維持管理を行っていく。

維持管理の主体は野川自然の会が行う。ただし、専門的な事項、河川施設としての機能上必要な事項については、東京都が実施する。

いずれの場合においても両者の協議を経て実施していく。

表-7.1 維持管理内容と実施主体

維持管理項目		主な内容	箇所	実施者*
陸上	植生管理	伐採、除草等	草地等	団体+行政
	形状維持	池等の際の補修等	池際、湿地際等	団体+行政
水中	植生管理	水生植物の伐採・刈取り、除草、間引き等	池、湿地、田んぼ周辺、水路 等	団体+行政
	底質管理	浮泥の除去、ヨシ等の枯葉枯茎の除去 等	池、湿地、田んぼ周辺、水路 等	団体+行政
環境管理	水管理	ため池からの導水量の調整、湿地・池の水深等導水した水に関する管理	取水口、導水管、水路、田んぼ、湿地 等	団体+行政
		日常的な水量調整のためのバルブ等の操作	堤内地側バルブ等	団体
		出水時の野川に面したゲート等の操作・確認	野川側ゲート	団体+行政
		渴水時における給水管バルブ等の操作	雨水貯留施設	団体
施設管理	取水施設等の管理	取水口のバルブ等の管理・修繕	取水施設	行政
	雨水貯留施設	集水施設等の日常的な清掃・管理	雨水貯留施設	団体
		雨水貯留施設及び浄化装置の管理・補修	雨水貯留施設	団体+行政
	活動支援施設	日常的な清掃	清掃、日常的な維持管理（電球交換等）	団体
		施設の補修等	塗装、雨漏対策 等	行政
外来種	利用促進施設	木道、観察台等の補修	湿地、池際等	団体+行政
	外来種対策	状況により外来種の駆除等	除去等	団体+行政

*「団体」は、野川自然の会を指す。

7.2 モニタリング・維持管理の体制

協議会は、主に調整機関・情報交換機関として、運営をしていく。

- ・実施計画案の協議
- ・維持管理・モニタリングの方向性・内容等についての協議
- ・モニタリングの情報交換 等

図-7.1 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会の役割

維持管理・運営やモニタリング等を行う団体として、野川自然の会が設立された。現在、東京都北多摩南部建設事務所と、野川自然の会は維持管理・モニタリングに関する覚え書きを締結している。今後ともこの体制を維持発展させていく。

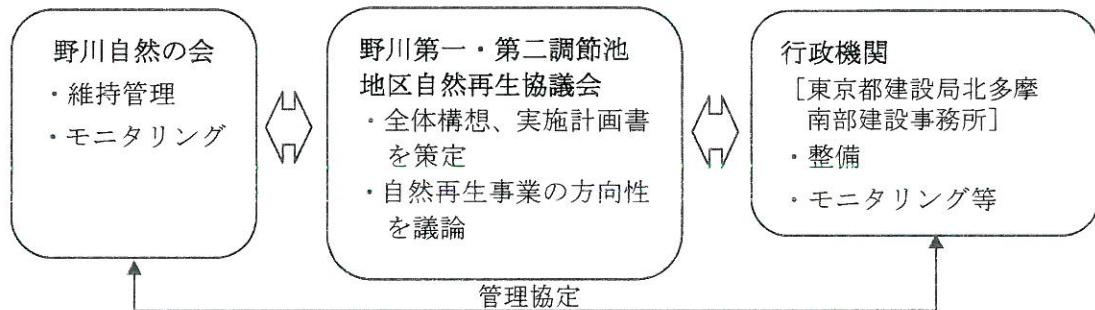


図-7.2 協議会・管理運営団体・行政機関の位置づけ

野川自然の会、協議会、行政機関の役割分担は表-7.2 のとおりとする。

表-7.2 各組織の役割

組織名	実施していく事項
野川自然の会	<ul style="list-style-type: none">・日常的な維持管理及び実施方法の検討・モニタリング（市民や市民団体の特性を活かした作業・調査）及び実施方法の検討・モニタリングを受けて維持管理方針や方法の検討・今後の整備の方向性の検討・利用ルールの検討 等
行政機関	<ul style="list-style-type: none">・施設整備・専門的な事項、河川施設としての機能上必要な維持管理・専門的調査を必要とするモニタリング
野川第一・第二調節池 地区自然再生協議会	<ul style="list-style-type: none">・実施計画案の協議・維持管理・モニタリングの方向性・内容等についての協議・モニタリングの情報交換

8. 広報活動及び情報公開の展開

適正な利用・維持管理の推進のため、広報活動や情報公開を行っていく。

広報活動は東京都が主体となって行う。現地でのPR等、簡易な事項については野川自然の会もその任を担う。

広報活動の手法として、次のような事項を実施していく。

①現地での対応（看板・説明板の設置）

- ・利用している人や維持管理等関わりのある人、付近を通行している人に対して、理解を高める。

②ホームページ、印刷物等

- ・自然再生事業内容、維持管理活動や環境学習活動の内容等、様々な情報をホームページや印刷物等、多様な広報手段を用いて情報を発信していく。

■参考資料 第一次実施計画における第一期及び第二期計画の概要

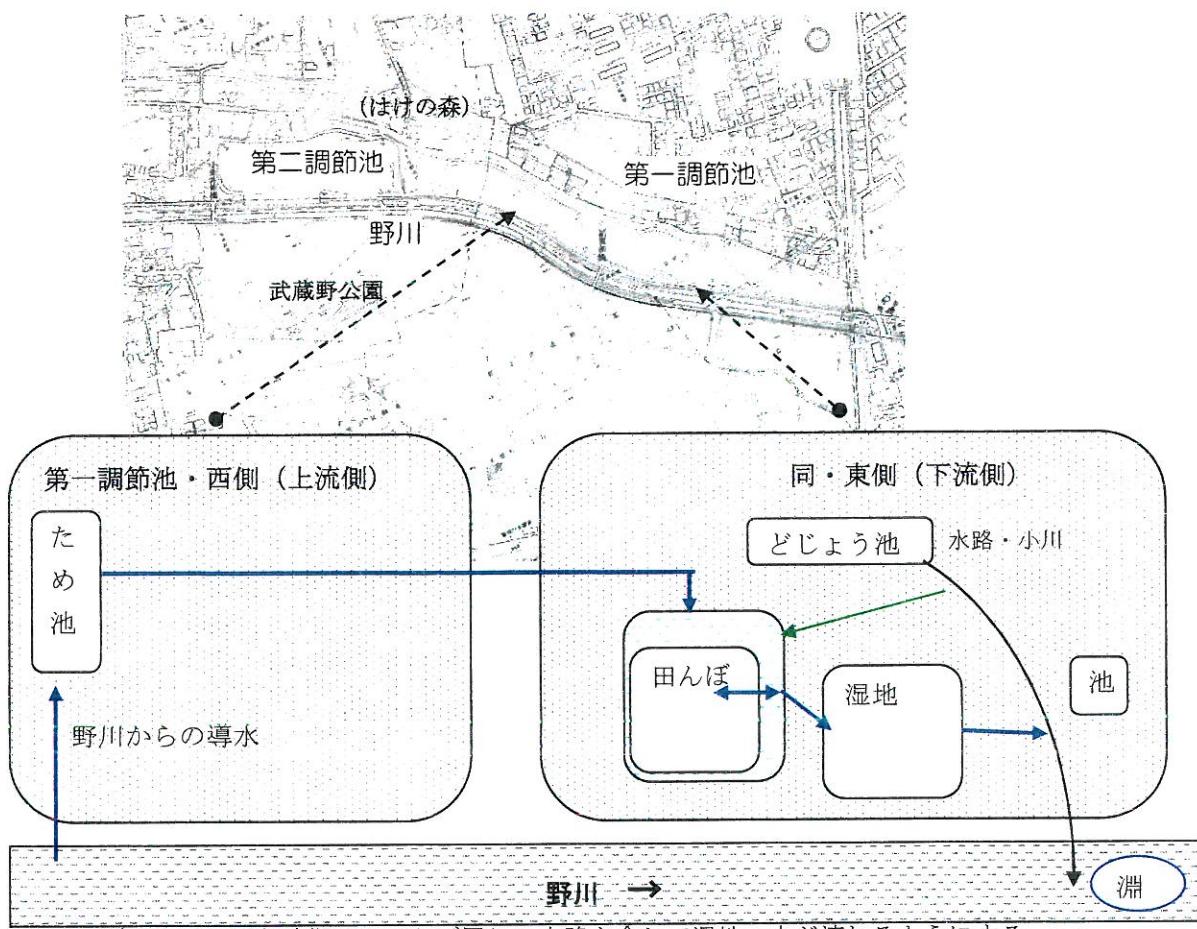
1. 第一期計画

整備概要

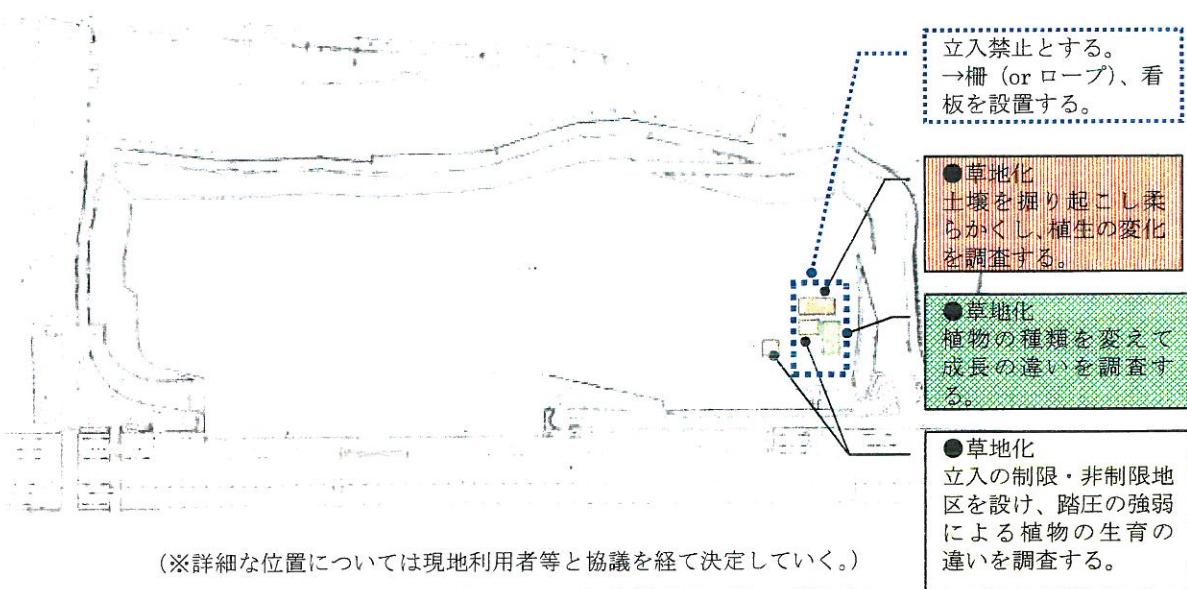
箇所	西側（上流側）	東側（下流側）
第一調節池	①野川からの導水 ②ため池Ⅰの整備	①湿地の整備 ②田んぼの整備 ③池（1m程度掘り下げ、調節池底面の地下水位をモニタリングする。他の施設とは水路では結ばない。）
第二調節池	（東側で行う整備を踏まえ、事業対象地区として現状を維持する。）	三種類（土壤を掘り起こし柔らかくする、植物の種類を変える、踏圧の強弱をつける）の方法による整備（草地化）
野川	・野川から第一調節池のため池への導水管の整備 ・淵の整備（河床を掘る） ・水涸れ対策（河床への粘性土張）	



図一参1 第一期事業における整備模式図



図一参2 第一期事業における整備模式図（第一調節池）



図一参3 第一期事業における整備模式図（第二調節池）

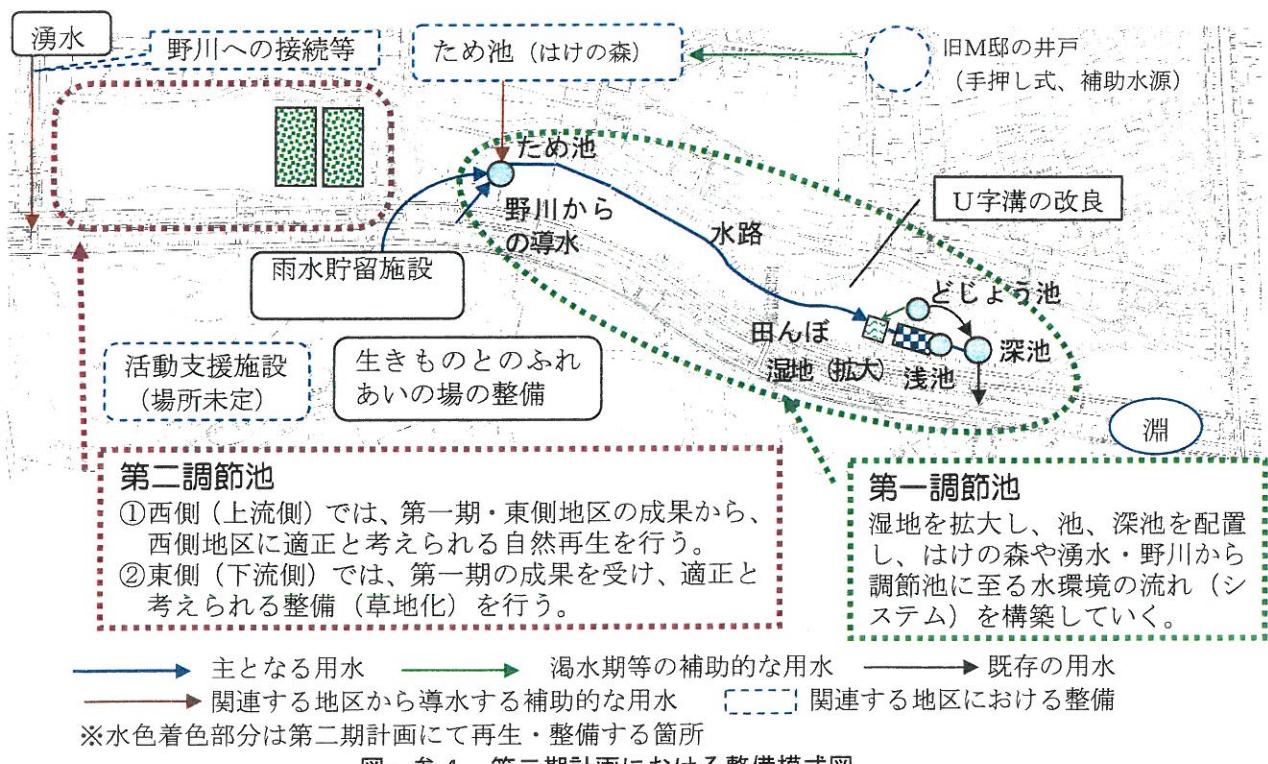
2. 第二期計画

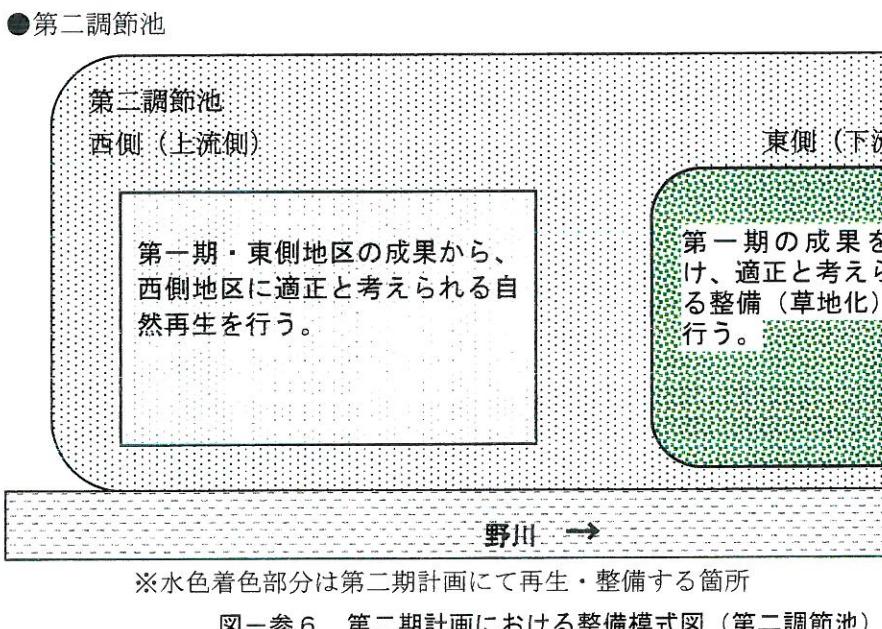
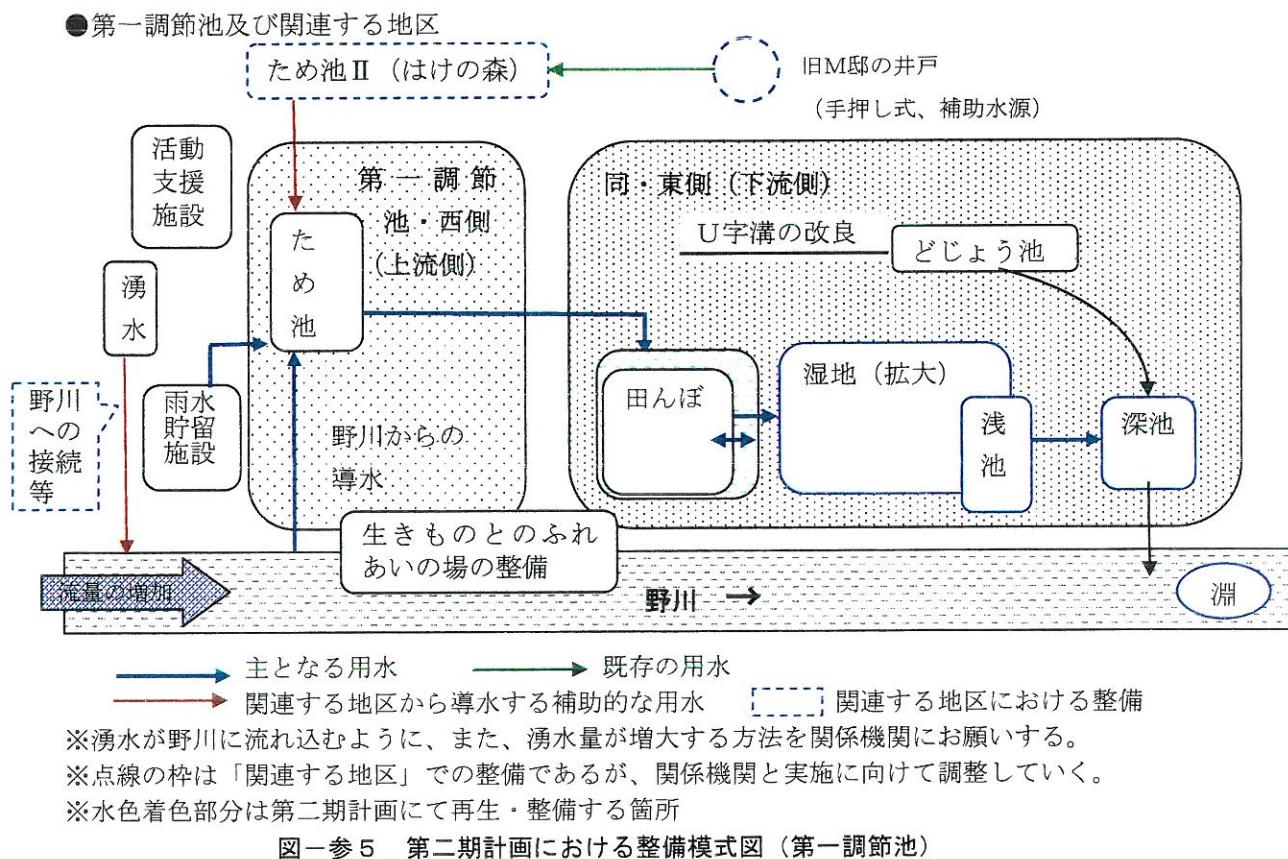
整備概要と整備主体

箇所	整備概要		整備主体
第一調節池	西側 (上流側)	・ため池IIからの導水 ・越流堤の改善*1	東京都北多摩南部建設事務所
	東側 (下流側)	・湿地の拡大 ・浅池・深池の整備 ・U字溝の改良	東京都北多摩南部建設事務所
	区域内	・雨水貯留施設の整備	東京都北多摩南部建設事務所
第二調節池	西側 (上流側)	・第一期・東側地区の成果から、西側地区に適正と考えられる自然再生を行う。	東京都北多摩南部建設事務所
	東側 (下流側)	・第一期の成果を受け、適正と考えられる整備(草地化)を行う。	東京都北多摩南部建設事務所
野川		・瀬、蛇行等の形成 ・生きものとふれあいやすい場の整備 ・水涸れ対策(河床への粘性土張)	東京都北多摩南部建設事務所
関連する地区		・はけの森：ため池IIの整備 ・湧水を野川へ接続する。(親水整備等による) ・活動支援施設の整備 (・雨水貯留施設の整備)	自治体、東京都関係部局等*2

*1 調節池や野川の自然再生の状況を勘案して、利用者と調整を図りながら適切な時期に行う。

*2 整備に向けて自治体、関係部局と調整を図っていく。





【野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画地】

